

液化石油ガス料金 令和 2 年 11 月検針分

■ 料金表

湖陽住宅団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	11月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 10月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	413.7100円 (376.10円)	410.3440円 (373.04円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	403.7000円 (367.00円)	400.3340円 (363.94円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

瑞樹団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	11月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 10月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	393.6350円 (357.85円)	390.2690円 (354.79円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	383.6250円 (348.75円)	380.2590円 (345.69円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

南森本

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	11月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 10月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	397.9360円 (361.76円)	394.5700円 (358.70円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	387.9260円 (352.66円)	384.5600円 (349.60円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

大浦・東蚊爪

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	11月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 10月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	385.2860円 (350.26円)	381.9200円 (347.20円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	375.2760円 (341.16円)	371.9100円 (338.10円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

料金計算式

早収料金 = 基本料金 + 従量料金単価 × ご使用量 [円未満切り捨て]

《具体的計算例》

湖陽住宅団地で1カ月のご使用量が10.0m<sup>3</sup>の場合（「湖陽住宅団地」の「料金表B」が適用されます）

早収料金 = 732.8円 + 367円 × 10 m<sup>3</sup> = 4,402円 [円未満切り捨て]

→ ご請求額（消費税込み） 4,842円

## 液化石油ガス料金 令和 2 年 11 月検針分

## ■ 原料価格の変動状況

## (1)平均原料価格の実績

	令和2年6月～令和2年8月 (11月検針分に適用)	令和2年5月～令和2年7月 (10月検針分に適用)
平均原料価格	38,000円/ト	36,460円/ト
LPG (プロパン) 平均輸入価格 (貿易統計値)	38,000円/ト	36,460円/ト
基準平均原料価格 <sup>※</sup>	86,340円/ト	

※ 料金改定時に設定した原料価格 (本市は平成26年9～11月の3ヶ月間の平均値)

 (2)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定方法

## ①原料価格変動額の算定

38,000円/ト (平均原料価格) - 86,340円/ト (基準平均原料価格) = ▲48,300円/ト [100円未満切捨て]

 ②1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定 (消費税抜き)

▲48,300円/ト (原料価格変動額) / 100円 × 0.204<sup>※1</sup> = ▲98.54円/m<sup>3</sup><sup>※2</sup>

※1 変動額100円につき単位料金を1m<sup>3</sup>あたり0.204円調整

※2 マイナス調整の時は小数第3位を切り上げし、プラス調整の時は小数第3位を切り捨てる

 (3)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の比較 (対前月/税抜き)

令和2年11月分 調整額(A)	令和2年10月分 調整額(B)	差額(A) - (B)
▲98.54円/m <sup>3</sup>	▲101.60円/m <sup>3</sup>	+3.06円/m <sup>3</sup>

 (4)平均的なガス使用量のご家庭 (10m<sup>3</sup>/月<sup>※</sup>) における影響額 (一般料金: 税込)

地区	令和2年11月分 適用料金 (A)	令和2年10月分 適用料金 (B)	影響額 (A) - (B)
湖陽住宅団地	4,842円	4,809円	+33円
瑞樹団地	4,642円	4,607円	+35円
南森本	4,684円	4,650円	+34円
大浦・東蚊爪	4,558円	4,524円	+34円

※ 10m<sup>3</sup>/月は、家庭用のお客さま1件あたりでの平均ガス使用量

(平均ガス使用量は、平成18年度～平成22年度の5カ年平均により算定しています)